

# 令和8年 業種別労働災害発生状況

(令和8年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和8年			令和7年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計	1	(7) 145	(7) 146		(7) 123	(7) 123	23	18.7	100.0
製造業	1	26	27		25	25	2	8.0	18.5
食料品		5	5		6	6	-1	-16.7	3.4
木材木製品		2	2		4	4	-2	-50.0	1.4
紙・パルプ		1	1		3	3	-2	-66.7	0.7
窯業・土石	1	2	3		4	4	-1	-25.0	2.1
金属・機械		4	4		1	1	3	300.0	2.7
輸送用機械		3	3		2	2	1	50.0	2.1
その他		9	9		5	5	4	80.0	6.2
鉱業									
土石採取業									
建設業		4	4		7	7	-3	-42.9	2.7
土木工事業		1	1				1		0.7
建築工事業		2	2		5	5	-3	-60.0	1.4
木造建築業					1	1	-1		
その他の工事業		1	1		1	1			0.7
道路貨物運送業		(2) 23	(2) 23		(1) 20	(1) 20	3	15.0	15.8
その他の運輸業		13	13		(1) 15	(1) 15	-2	-13.3	8.9
陸上貨物取扱業									
港湾荷役業		1	1		3	3	-2	-66.7	0.7
林業					1	1	-1		
漁業									
卸売・小売業		17	17		(1) 8	(1) 8	9	112.5	11.6
清掃業		10	10		7	7	3	42.9	6.8
ゴルフ場		1	1		1	1			0.7
その他の事業		(5) 50	(5) 50		(4) 36	(4) 36	14	38.9	34.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものの。

( )内は交通事故で内数です。

## 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和8年3月末現在）

区分 業種別	令和8年			令和7年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
農 業 業		2	2		2	2			1.4
畜 産 業		7	7		7	7			4.8
理 美 容 業									
その他の商業		3	3		1	1	2	200.0	2.1
金融・広告業		(1) 2	(1) 2				2		1.4
映画・演劇業									
通 信 業		(3) 10	(3) 10		(4) 6	(4) 6	4	66.7	6.8
教育・研究業									
保健・衛生業		(1) 19	(1) 19		13	13	6	46.2	13.0
飲 食 店		3	3		3	3			2.1
その他接客娯楽業 (ゴルフ場を除く)		2	2		1	1	1	100.0	1.4
上記以外の事業		2	2		3	3	-1	-33.3	1.4
合 計		(5) 50	(5) 50		(4) 36	(4) 36	14	38.9	34.2

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。

# 令和8年 死亡災害発生状況

(令和8年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	16時台	製造業	~5人	は巻き込まれ	フォークリフト	コンクリートを製造する工場の中央通路において、同工場内に入場していた他の作業員が運転するフォークリフトが前進で走行していたところ、当該フォークリフトが被災者に接触し、前輪に身体が巻き込まれたもの。

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	28	29	30	令元	2	3	4	5	6	7	合計
死亡件数	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	1 (1)	5 (1)	43 (8)

死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



### 1 建設工事着工期労働災害防止運動について

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。

このため、本年も、4月から6月を運動期間とし、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。



### 2 「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもので、令和8年4月1日から適用されます。



### 3 転倒労働災害防止対策について

令和8年（令和8年3月末現在）の災害の型別では、転倒災害が77件（52.7%）と最も多く発生発生しております。

転倒災害防止については、北海道労働局HPに掲載しております「STOP！転倒災害プロジェクト」等を参考に転倒災害の防止について取組みいただくようお願いします。



各詳細については、右の二次元コードからリンク先の資料等をご確認ください。